

社会福祉法人 東白川福祉会
寿恵園(居宅介護支援事業)重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 東白川福祉会
事業者の所在地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘79番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 大木 晴夫
電話番号	0247 (33) 6061

2. ご利用施設(事業所)

施設の名称	寿恵園居宅介護支援事業所
施設の所在地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘79番地・80番地
福島県知事指定番号	0772900013
電話番号	0247 (33) 8654

3. ご利用事業所で実施する事業

事業の種類	指定の内容		
	指定年月日	指定番号	指定の有効期間
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
短期入所生活介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
訪問介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
訪問入浴介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
通所介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
認知症対応型通所介護	平成20年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
居宅介護支援事業	平成12年4月1日	0772900013	令和2年4月1日～令和8年3月31日
介護予防短期入所生活介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
介護予防訪問介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和6年4月1日～令和12年3月31日
介護予防訪問入浴介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
介護予防通所介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和6年4月1日～令和12年3月31日
介護予防認知症対応型通所介護	平成20年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日

4. 寿恵園居宅介護支援事業所の目的と運営方針

運営目的	寿恵園居宅介護支援事業所(以下「事業所」といいます。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」といいます。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じます。また要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等をもとに、居宅サービスや施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成し、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行うことを目的とします。
運営方針	1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 4. 事業にあたっては、利用者の居住する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。 5. 前4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

5. 職員体制

従業者職種	員数	保 有 資 格	勤 務 時 間
管理者	1	介護支援専門員 主任介護支援専門員	平日 8:30～17:30
介護支援専門員	3	介護支援専門員：3名 主任介護支援専門員：1名 介護福祉士：2名 看護師：1名 (※重複取得者有り)	平日 8:30～17:30

6. 通常の事業実施区域

事業所の通常事業の実施地域は、棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村、浅川町、白河市です。

7. 営業時間

午前8時30分から午後5時30分まで（平日）

定休日は、土日及び祝日並びに年末年始(12月30日～1月3日)

8. 苦情等申し立て窓口

※寿恵園苦情等申し立て窓口

責 任 者：管 理 者 酒井 美由紀 （さかい みゆき）
（主任介護支援専門員）（主任）

担 当 者：介護支援専門員 斎藤 敏子 （さいとう としこ）
（主任介護支援専門員）（副主任）

担 当 者：介護支援専門員 近藤 保子 （こんどう やすこ）

担 当 者：介護支援専門員 佐川才子 （さがわ さいこ）

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時30分まで

電話番号：0247（33）8654

FAX：0247（33）6062

※最寄りの市町村役場介護保険の担当窓口で受け付けています。

棚倉町にお住まいに場合は、「棚倉町役場健康福祉課」が窓口となります。

●棚倉町役場 健康福祉課（棚倉町保健福祉センター内）

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

住所：〒963-6192 棚倉町大字棚倉字中居野68番地1

電話番号：0247（33）7801

F A X：0247（33）7820

※福島県国民健康保険団体連合会

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

住所：〒960-8043 福島市中町3番7号

電話番号：024（523）2702

FAX：024（523）2880

苦情申し立ての方法については、事実関係の確認を可能にすること等から、書面郵送を原則とします。本人(代理人)による文書提出が困難な場合には、電話、FAX等によるものも可能です。

9. 第三者委員

氏 名	住 所	電話番号
鈴木清一（社会福祉法人東白川福祉会 監事）	東白川郡棚倉町大字強梨字蟹内122	0247(35)2032
生方芳雄（社会福祉法人東白川福祉会 評議員）	東白川郡棚倉町大字岡田字下平94	0247(33)5319

10. 利用料金

●居宅介護サービス計画作成費：介護保険法令の介護報酬基準上の額によります。なお、要介護認定を受けた方は、介護保険より全額給付されるため、自己負担はありません。

●交通費：通常実施地区の利用者は、交通費の自己負担はありません。通常実施地域以外の利用者の方から居宅介護支援の要請があった場合は通常の事業の実施地域の境界から、片道1キロメートルにつき、**25円**の交通費をいただきます。

11. 居宅介護支援サービス利用のために

（公正・中立なケアマネジメントの確保）

●事業所より、担当の介護支援専門員を選任します。ご希望の介護支援専門員、または変更を希望される場合は、事業所にお知らせ下さい。

●居宅サービス計画の課題把握のためにアセスメントツールを使用します。

●利用者及び家族は、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、その事業所をケアプランに位置づけた理由を担当の介護支援専門員等に求めることができます。尚、当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

12. サービス担当者会議等への情報提供及び守秘義務

- 利用者とそのご家族の希望により居宅サービス計画書原案を作成した後に、サービス提供予定事業者とケアプラン実施の打ち合わせ会議を開催します。この会議には、利用者及びそのご家族も参加できます。
- サービス担当者会議へ利用者の個人情報とご家族の状況等を情報提供するためには、利用者と当該家族それぞれの同意が必要となります。
- 提供してほしくない情報や事柄がありましたら、担当介護支援専門員へ申し出て下さい。情報提供に同意する場合は、同意書に記名・押印して下さい。
- 実際の居宅サービス計画書が決定しますと、それぞれの指定居宅サービス事業者へ担当の介護支援専門員が、利用者及び家族に代わって計画内容に基づいたサービスが提供できるように、連絡調整することになります。
- サービス事業者への連絡調整に同意する場合は、同意書に記名・押印して下さい。
- 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、「社会福祉法人東白川福祉会個人情報管理規程」に基づき、サービス提供を実施する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後並びに職員が退職した後も同様です。

13. 事故等への対応

居宅介護支援サービスの提供中に当該介護支援専門員等によって事故等が発生した場合には、当該事業所の責任者、関係するサービス事業者、また保険者及び行政等に対し、速やかに通報し、善後策を講じるものとします。

14. 虐待防止に関する対応

●事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2)虐待の防止のための指針を整備いたします。

(3)職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施いたします。

(4)前(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

●事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものといたします。

14. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。

(1)事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施いたします。

(2)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

[サービスご利用に際してのお願い]

- ・お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ・訪問時はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員及び事業所の同意が必要となります。
- ・ご利用中の喫煙はご遠慮ください。

[サービス利用にあたっての禁止事項について]

- ・事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為。
- ・職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- ・職員の自宅の住所や電話番号を聞くこと、ストーカー行為。
- ・対象範囲外のサービスの強要、労働条件につき不利益を受けるもの、または職員の就業環境が害されるもの。

○業務上支障を来す行為（業務妨害）などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

以上の重要事項説明の証として本書を2通作成し、本書の取り交わしを証するため、利用者(代理人)・事業者(説明者)は署名又は記名押印のうえ、各自1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

社会福祉法人東白川福祉会 寿恵園居宅介護支援事業所のサービス内容について重要事項説明書により利用者(代理人)に対し、説明しました。

所在地 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘79番地

名 称 社会福祉法人 東白川福祉会

代表者 理事長 大 木 晴 夫 印

電話番号 0247(33)8654 ファックス 0247(33)6062

説明者 社会福祉法人 東白川福祉会

寿恵園居宅介護支援事業所

印

私は、重要事項説明書について事業者より説明を受け、その内容を理解し、寿恵園居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

電話番号

(家族) または (代理人)

住 所

氏 名 印 (続柄)

電話番号

携帯電話番号